

文化財の保護・保全について

かがやきの文化都市部会

はじめに

現在新見市では、国・県・市指定の文化財があわせて194件（指定年月日により算出）あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切な管理が行われている。

文化財の内訳は、彫刻、重要無形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物、建造物、石造美術、工芸品、無形文化財、史跡、絵画、典籍、古文書、考古資料、名勝と多岐に亘っている。このうち国指定のものは、彫刻、重要無形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物に指定された6件、県指定は、建造物、石造美術、工芸品、無形文化財、史跡、天然記念物、重要無形文化財に指定を受けた22件、市指定の文化財は、建造物、から名勝に至る166件にのぼる。（資料 教育委員会作成、新見市の教育平成22年度版より）

そして、これらの文化財のうち、天然記念物、重要無形民俗文化財、石造美術が、全体の63.4%の割合を占めている。

このように文化財の種類が、多種多様であるため、保護・保存、管理について、それぞれの文化財の性質に対応した取り組みが求められるのではないかと考える。

問題の所在

文化財については、経常経費のみが予算化され、多額の費用を要す場合が生じれば、議会に諮り、予算措置をとるのが現状である。そして、文化財の多様性から、予算規模も対象も年度ごとに異なり、主に当該文化財の現状をそのまま維持するための措置や修復修繕に充てられることに力点が置かれているといえる。

ただ、前述した天然記念物等に関しては、地元の団体によるボランティア活動に負っている部分が多い。こうした地元の団体による活動は、周辺住民の理解と協力が不可欠であるが、現状では、資金面と高齢化による人手不足から、充分に行き届いた保全活動を維持していくのが厳しい状態にあるといえる。また、それぞれの団体が個々に活動しているため横の繋がりが薄く、抱える課題に対処していくのに限界が生じつつある。

さらに、専門性、技術性が高く要求されることから、文化財について深い知見を有し、保護・保全に熱心な指導者が不足していることも活動を困難にさせていると考えられる。

このことから、各団体、個人が一堂に会して文化財の保護・保全について現状把握し、課題に対処するための討議の場が必要である。また、文化財を広く紹介するための窓口機関の設置も必要ではないか。

行政による予算付けに加えて、広く地域住民や地元企業からも賛同を得て保護・保全のための基金を開設することが必要ではないか。

文化財を後世に伝えるための教育、指導者育成が必要ではないか。

ということが考えられる。

そこで、これらの問題意識について、以下のことがらを提言する。

提 言

- 1) 文化財保護・保全協議会(文化財フォーラム)仮称の設立
- 2) 文化財保護・保全基金(文化財ファンド)仮称の開設
- 3) 学校教育活動との連携と指導者養成制度の確立

提 言 の 具 体 的 内 容

1) 文化財保護・保全協議会(文化財フォーラム)仮称の設立について

目 的 行政や各団体、個人間の連携を図り、保護保全についての共通の問題意識を持つ話し合いの場を確立する。

新見の文化財を地域住民や外部の人々に広く紹介する窓口的役割を担う。

将来的には、NPO法人化し、新見の文化財のPRと保護・保全の総合調整機関を目指す。

組織と活動(イメージ)

行政、商工会議所、商工会、地元団体、個人等が参加

- ・ 文化財保全の問題点を検討し、対処方法を協議
- ・ 文化財探索ルートの確立と観光コースの取り入れ
- ・ マップの作成配布、標識・看板の設置
- ・ 地元メディアに対する働きかけ(特集番組)、番組の貸し出し
- ・ 市ホームページによる文化財の紹介
- ・ SNS (twitter , facebook 等の双方向情報媒体)を利用した文化財紹介
- ・ タブレット型端末機器の貸し出しによる文化財の紹介とそれを拡大するための周辺環境整備
- ・ 地域と密接なつながりのある新たな文化財の掘り起こし

2) 文化財保護・保全基金(文化財ファンド)仮称の開設について

目 的 文化財の修復、修繕、保存について行政の予算付け以外に民間の資金を活用する。

協議会(フォーラム)の活動を資金面で支援する。

文化財の保護・保全に関わる団体、個人の活動を援助する。

運営(イメージ)

- ・ 広く個人、地元企業等から資金を集め、運営基金を開設する
- ・ 人材育成のための援助資金

3) 学校教育活動との連携と指導者養成制度の確立について

目 的 文化財の価値と伝統を子供たちに伝えていく。

文化財の保護・保全に熱意のある指導者を養成する。

内容(イメージ)

- ・ 文化財の歴史、価値、地域とのつながりを学校行事のなかで児童・生徒に伝える
- ・ 地元ボランティア団体の活動に参加することによる校外学習のポイント制度の導入
- ・ 熟練ガイドの連携と起用
- ・ 指導者養成講座の開設
- ・ 学校支援制度の活用